今治市飲食店プレミアムクーポン事業における市内公施設での今治市飲食店プレミアムクーポン販売店募集及び取扱要領を別紙のとおり定める。

令和３年４月２３日
令和３年６月１６日改正
令和３年９月１５日改正

公益社団法人今治地方観光協会長

今治市飲食店プレミアムクーポン事業

市内公施設での今治市飲食店プレミアムクーポン販売店募集及び取扱要領

今治市飲食店プレミアムクーポン事業における市内公施設での今治市飲食店プレミアムクーポン販売店募集及び取扱要領（以下、「取扱要領」という。）は、今治市内における民間施設での販売（別取扱要領販売店参加資格）のほか、公の施設を利用しての、今治市飲食店プレミアムクーポン事業における「今治市飲食店プレミアムクーポン」（以下、「クーポン」という。）を販売し、不特定多数の利用者が購入できる環境を幅広く整備することにより、個人消費を喚起させ、市内の飲食業者を支援することを目的として実施する。

１　事業の概要

（１）名　　称　　今治市飲食店プレミアムクーポン事業

（２）実 施 主 体　　公益社団法人今治地方観光協会

（３）対 象 地 域　　今治市内

（４）対　象　者　　国内在住の国民

（５）事業実施期間　　令和３年１１月１日～令和４年１月３１日

※新型コロナウイルス感染拡大などにより、中止または変更する場合があります。

（６）取扱チケット

ア　プレミアムクーポン

＜発　　行＞　　公益社団法人今治地方観光協会

＜発行部数＞　　６０，０００セット（１セット５００円×１２枚綴り）

＜取扱方法＞　　国内在住の国民が市内プレミアムクーポン販売店で購入するもので、市内プレミアムクーポン加盟店舗で使用できるもの

＜販売価格＞　　１セット５，０００円で販売

＜プレミア率＞　　２０％（５，０００円×２０％＝１，０００円）

６，０００円分のプレミアムクーポン（１セット５００円×１２枚綴り）

＜利用期間＞　　令和３年１２月１日～令和４年１月３１日

※新型コロナウイルス感染拡大などにより、中止または変更する場合があります。

イ　プレミアムクーポン販売店等

＜販売店舗＞　　「３　プレミアムクーポン販売店資格」に該当するもの

＜販売限度数＞　　１人あたり５０，０００円（１０セット）まで

＜販売期間＞　　令和３年１１月１日～令和４年１月３１日

※新型コロナウイルス感染拡大などにより、中止または変更する場合があります。

ウ　プレミアムクーポン利用店舗

＜利用店舗＞　　プレミアムクーポン加盟店

事務局（公益社団法人今治地方観光協会）への申込・登録した店舗をプレミアムクーポン加盟店とするもの

※新型コロナウイルス感染拡大などにより、中止または変更する場合があります。

２　プレミアムクーポン取扱厳守事項

（１）プレミアムクーポンについて

ア　プレミアムクーポンは、プレミアムクーポン加盟店として登録された加盟全店舗でテイクアウト商品及び店内飲食（イートイン）に利用できます。

イ　プレミアムクーポンは、１セット５，０００円で販売します。

ウ　プレミアムクーポンは、お一人５０，０００円（１０セット）まで購入できます。

エ　利用期限を過ぎたものは無効となります。

オ　プレミアムクーポンの返金はできません。

カ　プレミアムクーポンは、現金とお引換はできません。

キ　プレミアムクーポンは、釣銭のお支払はできません。額面金額以上のお支払いの際にご利用ください。

ク　他の割引クーポン券と併用可能です。

ケ　プレミアムクーポンを盗難・紛失・滅失または破損・偽造・模造等については、当事務局は一切の責任を負いません。

コ　プレミアムクーポン管理番号がないものは無効です。

サ　プレミアムクーポンを折ったり、書き込んだりしないでください。

シ　プレミアムクーポンと半券が切り離されたものは無効です。

ス　利用可能店舗等につきましては、特設ホームページの利用可能店舗一覧をご覧ください。

セ　新型コロナウイルス感染拡大などにより、事業実施期間中プレミアムクーポンの販売中止があった場合、それまでに購入・販売されたプレミアムクーポンは使用できます。また、プレミアムクーポンの変更等の要請があった場合は、それに従ってください。

（２）使用済プレミアムクーポンについて

ア　回収した使用済プレミアムクーポンは、後日換金させていただきますので大切に保管してください。換金申請に必要となります。

イ　使用済プレミアムクーポン半券は、各加盟店での控えになりますので、大切に保管してください。

ウ　使用済プレミアムクーポンは、使用できません。

エ　使用済プレミアムクーポンを盗難・紛失又は消失の場合は、その責を負いかねます。再発行はできません。

３　プレミアムクーポン販売店資格

（１）市内公の施設の管理に係る指定管理者等に適当と認められた団体等であること

（２）令和３年９月１日時点で市内において開業していること。

（３）令和３年１１月１日～令和４年１月３１日に係るプレミアムクーポンの販売を行うこと。

（４）今治市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団関係者でないこと

（５）新型コロナウイルス対応ガイドラインに留意して対応すること

４　プレミアムクーポン販売店の責務

（１）取扱要領を遵守してください。

（２）新型コロナウイルス感染拡大などにより、事務局より、プレミアムクーポンの販売中止または変更等の要請があった場合は、それに従ってください。なお、それまでに購入・販売されたプレミアムクーポンは使用できます。

（３）プレミアムクーポンを販売するときは、利用者に購入した市内プレミアムクーポン加盟店でのみ利用できることを必ず伝えてください。
（４）プレミアムクーポン販売店であることが明確になるよう、事務局が配布するステッカー等を利用者が分かりやすい場所に提示・設置してください。
（５）プレミアムクーポン販売実績の交換及び売買は行わないでください。
（６）期間途中でプレミアムクーポン販売店を脱退せず、プレミアムクーポンの取扱期間中は継続してください。

５　プレミアムクーポン販売店参加登録申請について

（１）本募集及び取扱要領に同意のうえ、公式ホームページよりプレミアムクーポン販売店参加登録申請書（様式第１号）に、必要事項を記載し、以下添付書類を添えて申し込んでください。
①　誓約書（様式第２号）
②　販売店舗登記簿謄本写し

（２）申込み先
飲食店プレミアムクーポン事業　公益社団法人今治地方観光協会事務局
〒794-0013　愛媛県今治市片原町一丁目 100 番地３みなと交流センター３F
TEL（0898）22-0909　FAX（0898）22-0929
URL https://www.oideya.gr.jp/pureima/

（３）申込み期間
令和３年４月２３日～令和３年７月３０日

（４）申込み後の審査・登録・契約
事務局の審査を経て、採用された場合は、プレミアムクーポン販売店として登録を行い、契約を行います。契約後、事務局より飲食店プレミアムクーポン販売店登録通知書（様式第３号）及びステッカー等を送付します。

６　支払いについて

（１）事務手数料
今治市飲食店プレミアムクーポン事務手数料請求書（様式第４号）にプレミアムクーポン販売店参加登録番号等の必要事項を記載し、事務局に提出してください。受領後、約２週間以内に事務取扱手数料として１，０００セットに対し１５，０００円を支払います。又、プレミアムクーポンにおける販売委託料以上の経費を要した場合でも、販売店は、事務局に対し、何ら請求をしないものとする。ただし、会長の承認を得た場合は、その限りではないものとする。

７　売上金の納入について

プレミアムクーポン販売店は、売上のあった月の翌月（１５営業日）までに、プレミアムクーポン販売実績報告書（様式第５号）を事務局に提出し、売上の金額を指定の振込依頼票（振込手数料負担が無料／県内の伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫各支店に限る）により、事務局に支払うものとする。ただし、他行（県外含む）等から振込む場合の振込手数料は、販売店の負担とする。

８　プレミアムクーポン販売の条件について

販売店は、契約に際し、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

（１）販売価格については、事務局の指定する価格で販売する。

（２）プレミアムクーポンの盗難事故及び販売にかかる各種トラブルについては、事務局は、責任を負わないものとする。

（３）販売にあたっては、在庫の適正管理とつり銭の準備は、販売店が行うものとする。

（４）事務局は、プレミアムクーポンの販売について必要と認めたときは、販売店に質問し報告を求め、改善を命じ従うものとする。

（５）新型コロナウイルス感染拡大などにより、事業実施期間中プレミアムクーポンの販売中止があった場合、それまでに購入・販売されたプレミアムクーポンは使用できるものとする。また、プレミアムクーポンの変更等の要請があった場合は、それに従うものとする。

９　登録・契約の解除について

事務局は、販売店が取扱要領及び契約を遵守しないとき、又は提出された関係書類に偽りや不正があると認めたられたときは、登録の抹消及び契約を解除するものとする。

１０　損害賠償について

販売店は、取扱要領及び契約に定める義務を履行しないため事務局や第三者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、事務局や第三者に支払わなければならない。

１１　権利の譲渡等の禁止について

販売店は、事務局の承諾なく、この権利を第三者に譲渡し又は貸与してはならない。

１２　契約期間について

本事業の契約期間は、契約締結の日から令和４年２月２８日までとし、販売期間は営業時間中とする。また、状況に応じ契約期間の延長等及び社会状況の変化等により販売休止及び中止が見込まれる場合は、予め、事務局と販売店両者協議して対応するものとする。

１３　その他留意事項について

（１）プレミアムクーポン販売店及び加盟店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、プレミアムクーポンを利用できる店舗として、事務局のホームページ等で広報を行います。

（２）この取扱要領に記載されていない事項は、事務局へ問い合わせること。

（３）新型コロナウイルス感染拡大などにより、事業実施期間中プレミアムクーポンの中止及び変更等については、行政機関と協議のうえ、会長が決定する。

１４　要領改廃について

この要領を改廃する場合は、会長の承認を得て行うものとする。

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人今治地方観光協会　御中

所在地

名称

代表者職氏名　　印

今治市飲食店プレミアムクーポン『参加登録販売店』申請書

記

１　参加資格対象者（該当に〇付け）

参加資格	（１）公の施設の管理に係る指定管者等に適当と認められた団体等である。 （２）令和３年９月１日時点で市内において開業していること。 （３）令和３年９月１日～令和４年１月３１日に係るプレミアムクーポンの販売を行うこと。 （４）今治市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団関係者でないこと	（〇印箇所）
備考	（販売場所をご記入ください）	

２　添付書類

（１）誓約書（様式第２号）

（２）販売店舗登記簿謄本写し

担当者所属部署	
担 当 者 氏 名	
メールアドレス	
電話・ＦＡＸ番号	TEL:　　FAX:

（様式第２号）

誓　約　書

私は、今治市飲食店プレミアムクーポン事業を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

1　要領第３項の参加資格に係る要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、速やかに事務手数料を返還します。
2　事務局からの検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
3　販売事業者（店舗）名の公表に応じます。
4　今治市飲食店プレミアムクーポン販売に係る帳簿及び証拠書類は、年度の翌年度から起算して５年間保存し、事務局からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出します。
5　国及び今治市が本事業の実施状況について調査を実施する場合、誠実に対応します。
6　新型コロナウイルス対応ガイドラインに留意して対応します。
7　今治市飲食店プレミアムクーポン事業取扱要領に同意のうえ、事務局が行った決定に対し、異議は一切申し立てません。
8　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上

令和　　年　　月　　日

公益社団法人今治地方観光協会　御中

所在地
名称
代表者職氏名　　印

（様式第３号）

令和　　年　　月　　日

御中

所在地　　今治市片原町一丁目 100 番地３
名称　　公益社団法人今治地方観光協会
代表者職氏名　　印

今治市飲食店プレミアムクーポン事業参加登録販売店決定通知書兼
参加登録販売店登録番号通知書

令和　　年　　月　　日付けで参加登録販売店申請のあった、今治市飲食店プレミアムクーポン事業について、採用しましたのでお知らせします。また、下記のとおり、参加登録販売店登録番号をお知らせします。

記

参加登録販売店登録番号

（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人今治地方観光協会　御中

所在地

名称

代表者職氏名　　印

今治市飲食店プレミアムクーポン事業事務手数料請求書

標記について、市内公施設での今治市飲食店プレミアムクーポン販売店募集及び取扱要領第５項の規定に基づき、事務手数料を請求します。

記

請求額　　金　　円

参加登録販売店登録番号		
振込先口座	金融機関名	
	支　店　名	
	普通・当座	
	口座名義	
	口座番号	

（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人今治地方観光協会　御中

所在地
名称
代表者職氏名　　印

今治市飲食店プレミアムクーポン販売実績報告書

当販売店で販売した「今治市飲食店プレミアムクーポン」における　　月の実績報告をいたします。

月分　金　　円

販売期間　　令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　月　　日として

内訳

販売数量（セット）	セット	
クーポン番号	No　　～No	No　　～No
	No　　～No	No　　～No
	No　　～No	No　　～No
	No　　～No	No　　～No
	No　　～No	No　　～No
	No　　～No	No　　～No
	No　　～No	No　　～No
販売金額	円	
備考		

※１セット／販売価格５，０００円（５００円×１２枚綴り）

※売上金額を指定の振込依頼票（振込手数料負担が無料／県内の伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫各支店に限る）により、事務局に支払うもの。

※他行（県外含む）等から振込む場合の振込手数料は、販売店の負担とする。